

令和8年第3回加賀市農業委員会定例総会

令和8年3月25日(水)

開会（午後 1 時 30 分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和8年 第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 13 人の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち9名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18日に上木委員、角出委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和8年第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>12番 嶋崎委員、13番 丸山委員を指名します。</p>
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>議案第9号 [] ほか4名から農地法第3条</p>

の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は5件です。

整理番号1番、[]の譲受人が近隣の農地を取得するものです。譲受人と譲渡人は親戚関係にあたり、譲渡人より依頼された譲受人が農地の維持管理を行っている状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したい要望があり、贈与で申請農地を取得するものです。取得後も継続し水稻を耕作する予定です。

整理番号2番、[]の譲受人が近隣の農地を取得するものです。譲受人は農地所有適格法人であり、譲受人の農地を含めた近隣の農地を大規模に耕作しております。今回、譲受人から農地を全て譲渡したいと要望があり、地元の農地維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。

整理番号3番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。申請農地にはビニールハウスが建っており、譲受人が水稻の育苗のために購入したいと申し出があり、農地取得後は育苗用ハウスとして使用する予定です。

整理番号4番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は市外に住んでおり、農地の管理は譲渡人より依頼された譲受人が管理している状態です。今回、譲渡人より農地を譲渡したい要望があり、地元の農地維持管理のため売買で取得するものです。

整理番号5番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は市外に在住しており、農地の管理は譲渡人より依頼された譲受人が維持管理を行っている状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したい要望があり、地元の農地の維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。取得後も継続し水稻を耕作する予定です。

以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3

議長（中村会長）	<p>条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第10号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）	<p>次に、議案 第10号 農地転用許可後の事業計画変更申請について事前に現地確認調査を行っておりますので、上木委員から報告をお願いします。</p>
上木委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は現場事務所及び駐車場建設です。現在、 で工事している 工事が1ヶ月延期となることから、今回現場事務所も1ヶ月間延ばすものです。工期を延ばすだけなので、周辺の農地に特段影響はないと認めました。</p> <p>整理番号2番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界と農地の高さが同じであることから、土砂の流出はないと考えます。また、砂利舗装であるため雨水は地面に浸透させております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
事務局（中田局長）	<p>1番は にあり、田2筆、面積計812㎡ 転用目的は一時転用の現場事務所及び駐車場建設です。この</p>

	<p>案件は、令和6年12月に5条一時転用許可を得て [] を工事していましたが、工期が延長となったことから現場事務所も1ヶ月間延期したいというものです。申請地は商業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [] にあり、田152㎡、転用目的は駐車場建設です。議案第12号の1番と同じ案件ですので併せて説明いたします。譲渡人は、平成2年11月に自己住宅として5条許可を得ましたが、その後、事情が変わり住宅は建てずその土地をそのまま畑として利用しておりました。この度、位置図のオレンジ枠に引っ越してくる方の駐車場がないため、赤枠の土地を譲ってほしいと言われました。そこで登記などを調べた結果、昔5条を出していたことが分かり、今回事業計画変更と5条申請をするものです。譲受人はオレンジ枠の住宅を購入し、赤枠の申請地を駐車場として利用する予定です。申請地は、農地の拡がりか10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p>
議長（中村会長）	<p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第10号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
議長（中村会長）	<p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、上木委員から報告をお願いします。

上木委員

それでは、報告します。

整理番号 1 番の転用目的は自己住宅です。建物の一部が農地にはみ出していたもので、農地への影響は特にありません。

報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（中田局長）

1 番は [REDACTED] にあり、畑 10 m²、転用目的は自己住宅です。今回、登記と測量図面を調べたところ、自宅の一部が農地にはみだしていることが判明しました。赤の点線枠の部分は 10 m²、64 番 6 です。この地目を宅地に変更するための 4 条申請となります。この案件は追認案件であり、申請者から始末書が提出されています。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第 1 種農地と判断されます。申請地の面積は宅地を合わせた総面積 346.4 m²の 1/3以内であることから、他地目併用とし、許可相当と考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。

議案 第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、上木委員から報告をお願いします。

上木委員

それでは、報告します。

整理番号 1 番は、先ほどの議案第 10 号で説明した案件ですので省略いたします。

整理番号 2 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界は既に擁壁で囲まれていますので、農地への影響は特にありません。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。

整理番号 3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界と農地の高さが同じであることから、土砂の流出はないと考えます。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。

整理番号 4 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既に擁壁が設置されていることから、土砂の流出はないと考えます。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。

整理番号 5 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界と農地の高さが同じであることから、土砂の流出はないと考えます。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。

整理番号 6 番の転用目的は農業用施設です。既に農業用施設となっており、敷地全面にコンクリートが打設してありますので土砂の流出はないと考えます。

以上、6 件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（中田局長）

1番は、先ほどの議案第10号で説明した案件ですので省略いたします。

2番は [] にあり、畑282㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は隣接した実家、位置図の青枠で暮らしていますが、子供もおり実家では手狭と考え、実家に隣接した申請地に自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

3番は [] にあり、畑548㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は同町内で両親と同居をしていますが、家族が増えたため実家は手狭となり自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [] にあり、田340㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は市外でアパート暮らしをしていますが、子供が生まれるためアパートでは手狭と考え、実家近くの申請地に自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。また、譲渡人から昭和57年頃、敷地を埋めて庭としたということで、始末書が提出されております。

5番は [] にあり、田306㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は同町内で妻の親と同居しておりますが、将来を考え同居では手狭と考え、実家近くの申請地に自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>6番は [] にあり、田 896 m²、転用目的は農業用施設です。譲受人は農業を営んでおり、経営規模拡大のため申請地を購入して農業用施設を建設するものです。譲受人は、建物部分が 200 m²以下の小規模な農業用施設なので 5 条申請は必要ないと勘違い、申請地に農業用施設を建設しました。全面コンクリートを打設すると農地ではないと判断されるため、5 条申請が必要となります。追認案件であり、申請者から始末書が提出されております。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから第 1 種農地と判断されますが、農業用施設であるため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>報告 第 5 号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、報告第 5 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市 [] 外 2 件より農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>今月の届出は3件、地目 田 10 筆 12,489 m²、畑 1 筆 383 m²の合計 12,872 m²の届け出です。</p> <p>1件目は平成22年4月10年間の契約ですが、契約を忘れ敷地に宅地を建設してしまい、この度解約届を提出したものであります。</p> <p>2件目は平成28年3月10年間の契約です。 [] を解散する事になり、解約にむけて合意解約書が提出されたものです。</p> <p>3件目は令和4年5月10年間の契約ですが、耕作者が購入する事になり、合意解約書を提出されたものです。</p> <p>以上、この件については、解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>なければ、終わります。</p>
<p>報告 第6号 農地利用最適化活動について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第6号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(委員3名からの報告)</p> <p>その他事務連絡については事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 (活動実績等を報告)</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして</p>

	令和 8 年 第 3 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
--	-----------------------------------

閉会（午後 2 時 20 分）	
-----------------	--